さんきょう 100th Anniversary

資料編

2025 REPORT

東京三協信用金庫の現況のご報告 2025

TOKYO SANKYO SHINKIN BANK

東京三協信用金庫

お客様と共に歩んで100年これからも共に歩む「未来」

経営の内容（財務諸表）

貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科　目	第100期(6.3.31現在)	第101期(7.3.31現在)
（資産の部）		
現　金	2,523	3,750
預け金	41,332	60,597
買入金銭債権	227	217
有価証券	21,805	20,889
国債	1,069	1,408
地方債	5,651	5,376
社債	12,564	12,072
株式	697	686
その他の証券	1,822	1,346
貸出金	113,166	109,183
割引手形	9	4
手形貸付	1,208	1,796
証書貸付	110,867	106,227
当座貸越	1,080	1,155
その他資産	1,553	1,438
未決済為替貸	127	93
信金中金出資金	954	954
前払費用	15	9
未収収益	176	190
その他の資産	278	190
有形固定資産	9,859	9,694
建物	3,566	3,448
土地	5,888	5,888
建設仮勘定	5	－
その他の有形固定資産	397	357
無形固定資産	86	90
ソフトウェア	83	87
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	394	542
債務保証見返	762	709
貸倒引当金	△391	△ 244
（うち個別貸倒引当金）	（△71）	（△64）
資産の部合計	191,320	206,871

貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科　目	第100期(6.3.31現在)	第101期(7.3.31現在)
（負債の部）		
預金積金	173,988	189,994
当座預金	2,000	1,878
普通預金	77,072	97,787
貯蓄預金	77	74
通知預金	51	123
定期預金	81,833	78,164
定期積金	12,557	11,394
その他の預金	396	571
借用金	1,677	1,581
借入金	1,677	1,581
その他負債	501	533
未決済為替借	113	93
未払費用	35	84
給付補塡備金	11	12
未払法人税等	120	24
前受収益	41	75
払戻未済金	15	26
払戻未済持分	2	－
職員預り金	93	94
資産除去債務	36	37
その他の負債	30	86
賞与引当金	49	52
退職給付引当金	425	417
役員退職慰労引当金	104	117
睡眠預金払戻損失引当金	8	2
偶発損失引当金	0	1
再評価に係る繰延税金負債	1,130	1,159
債務保証	762	709
負債の部合計	178,650	194,571
（純資産の部）		
出資金	960	948
普通出資金	960	948
利益剰余金	9,698	9,855
利益準備金	971	960
その他利益剰余金	8,726	8,895
特別積立金	5,390	5,390
（NFS 積立金）	(250)	(250)
（事務機械化積立金）	(20)	(20)
（職員教育積立金）	(20)	(20)
（経営安定化積立金）	(2,000)	(2,000)
（店舗建築積立金）	(300)	(300)
当期未処分剰余金	3,336	3,505
処分未済持分	△1	△0
会員勘定合計	10,657	10,804
その他有価証券評価差額金	△304	△791
土地再評価差額金	2,316	2,287
評価・換算差額等合計	2,012	1,496
純資産の部合計	12,670	12,300
負債及び純資産の部合計	191,320	206,871

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については総平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　3年～65年
   その他　2年～50年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して予想損失額を見込んで計上しております。貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者等今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）の債権額に対して予想損失額を見込んで計上しております。
   要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権額に対して予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。
   なお予想損失率は、それぞれの債務者区分ごとに1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の10算定期間における平均値に基づく損失率を求めて算定しております。
   すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、各営業店（営業関連部署）のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は272百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
   また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
   年金資産の額　1,832,300百万円
   年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,853,684百万円
   差引額　△21,384百万円
   ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）
   0.0898%
   ③補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金17百万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
   為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益及びその他の負債として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
12. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
   貸倒引当金　244百万円
   貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
   貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
   「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権・債務はありません。
15. 有形固定資産の減価償却累計額　2,334百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
   破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　507百万円
   危険債権額　654百万円
   三月以上延滞債権額　7百万円
   貸出条件緩和債権額　574百万円
   合計額　1,744百万円
   破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
   危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
   三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
   貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
   なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	194百万円
	その他資産	2百万円
	預け金	2,000百万円
担保資産に対応する債務	その他の預金	20百万円
	普通預金	2百万円
	借用金	1,581百万円

   上記のほか、為替決済の取引の保証金として、定期預け金3,000百万円を差し入れております。
19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
   再評価を行った年月日　平成11年3月31日
   同法律第3条第3項に定める再評価の方法
   土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準価額に基づいて算出。
   同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,187百万円
20. 出資1口当たりの純資産額　648円59銭
21. 金融商品の状況に関する事項
   (1)金融商品に対する取組方針
   当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
   このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。
   (2) 金融商品の内容及びそのリスク
   当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
   また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。
   これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
   一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
   また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
   (3)金融商品に係るリスク管理体制
   ①信用リスクの管理
   当金庫は、融資諸規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
   これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
   さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会にてチェックしております。
   有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
   ②市場リスクの管理
   (i)金利リスクの管理
   当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。
   統合的リスク管理規程及び諸要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
   日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、BPV分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会及び理事会に報告しております。
   (ii)為替リスクの管理
   当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
   (iii)価格変動リスクの管理
   有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
   このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
   保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、総合企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
   これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。
   (iv)市場リスクに係る定量的情報
   当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法（保有期間240営業日、信頼期間99%、観測期間5年）により算出しております。
   当金庫は、計測した総リスク量と自己資本総額との対比によるリスク状況の把握・管理をしており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在の当金庫の自己資本総額10,864百万円に対し、市場リスク量（損失額の推計値）は2,220百

万円、その他のリスク量を合わせた全体は3,816百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	60,597	60,590	△6
(2) 買入金銭債権	217		
貸倒引当金(*2)	△0		
	217	215	△1
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	500	467	△32
その他有価証券(*3)	20,380	20,380	−
	20,880	20,848	△32
(4) 貸出金(*1)	109,183		
貸倒引当金(*4)	△244		
	108,939	109,515	575
金融資産計	190,634	191,169	535
(1) 預金積金	189,994	189,687	△306
(2) 借用金(*1)	1,581	1,451	△130
金融負債計	191,576	191,139	△437

(*1)預け金、貸出金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*4)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格としております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.と24.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	954
合 計	963

(*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	32,412	24,685	3,200	300
買入金銭債権	45	168	3	−
有価証券				
満期保有目的の債券	−	200	100	200
その他有価証券のうち満期があるもの	1,556	7,151	5,774	4,870
貸出金(*2)	19,219	31,116	22,343	34,635
合 計	53,233	63,321	31,420	40,005

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの及び期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	179,738	10,251	4	−
借用金	95	315	377	793
合 計	179,834	10,567	382	793

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.も同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	−	−	−
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	500	467	△32
合計		500	467	△32

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	624	360	264
	債券	412	411	0
	国債	−	−	−
	地方債	97	97	0
	社債	314	313	0
	その他	220	205	15
	小計	1,258	977	280
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	51	56	△5
	債券	18,445	19,818	△1,373
	国債	1,408	1,469	△61
	地方債	5,278	5,948	△669
	社債	11,758	12,400	△641
	その他	625	636	△11
	小計	19,122	20,512	△1,389
合計		20,380	21,489	△1,109

24. 当事業年度中に売却した その他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	743	−	155
地方債	247	−	52
社債	495	−	103
合計	743	−	155

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,630百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が614百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年ごとに)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金有税償却	112 百万円
退職給付引当金	119
その他有価証券評価差額金	317
役員退職慰労引当金	33
賞与引当金	14
資産除去債務	10
その他	7
繰延税金資産小計	615
評価性引当額	△71
繰延税金資産合計	544
繰延税金負債	
有形固定資産	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	542

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は12百万円増加し、その他有価証券評価差額金は7百万円増加、法人税等調整額は2百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は28百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

27. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	0百万円
顧客との契約から生じた債権	−百万円
契約負債	9百万円

損益計算書

（単位：千円）

科　目	第100期(5.4.1～6.3.31)	第101期(6.4.1～7.3.31)
経常収益	2,996,386	3,193,195
資金運用収益	2,607,830	2,726,056
貸出金利息	2,349,777	2,351,739
預け金利息	34,729	130,007
有価証券利息配当金	158,329	180,801
その他の受入利息	64,994	63,507
役務取引等収益	211,951	259,098
受入為替手数料	69,536	70,965
その他の役務収益	142,415	188,133
その他業務収益	20,157	8,471
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	117	210
その他の業務収益	20,040	8,261
その他経常収益	156,447	199,568
貸倒引当金戻入益	－	79,884
償却債権取立益	17,291	111,006
株式等売却益	98,254	－
その他の経常収益	40,901	8,676
経常費用	2,564,455	2,950,815
資金調達費用	41,808	136,845
預金利息	25,517	121,313
給付補塡備金繰入額	4,758	4,576
借用金利息	10,882	10,283
その他の支払利息	648	671
役務取引等費用	72,444	78,250
支払為替手数料	16,839	16,975
その他の役務費用	55,605	61,274
その他業務費用	72,525	158,736
国債等債券売却損	68,717	155,756
国債等債券償還損	83	200
国債等債券償却	－	－
その他の業務費用	3,723	2,779
経　費	2,262,714	2,408,095
人件費	1,369,810	1,384,210
物件費	744,176	810,045
税　金	148,727	213,840
その他経常費用	114,962	168,886
貸倒引当金繰入額	67,091	－
貸出金償却	41,106	90,332
株式等売却損	－	－
株式等償却	－	－
その他の経常費用	6,764	78,554
経常利益	431,931	242,379

（単位：千円）

科　目	第100期(5.4.1～6.3.31)	第101期(6.4.1～7.3.31)
特別利益	3,019	－
固定資産処分益	－	－
その他の特別利益	3,019	－
特別損失	11,518	816
固定資産処分損	11,518	816
減損損失	－	－
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益	423,432	241,563
法人税、住民税及び事業税	127,867	13,585
法人税等調整額	△ 29,842	51,317
法人税等合計	98,025	64,902
当期純利益	325,406	176,661
繰越金（当期首残高）	3,011,177	3,328,462
当期末処分剰余金	3,336,583	3,505,123

【損益計算書の注記】
1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.子会社との取引はありません。
3.出資1口当たりの当期純利益　9円24銭
4.新型コロナウイルス感染症の影響へ対応する経済対策として導入された「民間金融機関における無利子･無担保融資制度」に伴い、自治体から受け取る利子補給金は貸出金利息として計上しております。

剰余金処分計算書

（単位：円）

科　目	第100期(5.4.1～6.3.31)	第101期(6.4.1～7.3.31)
当期末処分剰余金	3,336,583,383	3,505,123,976
法定準備金限度超過取崩額	11,021,000	12,068,250
計	3,347,604,383	3,517,192,226
剰余金処分額	19,141,952	28,188,395
普通出資に対する配当金	（年 2.0%）19,141,952	（年 3.0%）28,188,395
繰越金（当期末残高）	3,328,462,431	3,489,003,831

令和5年度及び令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性･有効性等を確認しております。

令和7年6月20日　　東京三協信用金庫　理事長　中島　久喜

主要な事業の状況を示す指標

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

科　目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経　常　収　益	2,760,849千円	2,657,157千円	2,894,723千円	2,996,386千円	3,193,195千円
業　務　純　益	219,487千円	496,752千円	633,226千円	407,027千円	247,214千円
経　常　利　益	212,609千円	306,332千円	539,529千円	431,931千円	242,379千円
当　期　純　利　益	180,420千円	271,210千円	383,520千円	325,406千円	176,661千円
出　資　総　額	1,023百万円	998百万円	971百万円	960百万円	948百万円
出　資　総　口　数	20,474千口	19,979千口	19,436千口	19,215千口	18,974千口
会　員　数	11,148会員	10,923会員	10,551会員	10,396会員	10,200会員
純　資　産　額	12,152百万円	12,288百万円	12,610百万円	12,650百万円	12,272百万円
総　資　産　額	181,619百万円	182,283百万円	185,908百万円	190,557百万円	206,161百万円
預金積金残高	165,057百万円	165,872百万円	169,559百万円	173,988百万円	189,994百万円
貸　出　金　残　高	112,479百万円	116,357百万円	115,365百万円	113,166百万円	109,183百万円
有価証券残高	22,653百万円	22,072百万円	21,528百万円	21,805百万円	20,889百万円
単体自己資本比率	8.50%	8.43%	8.53%	8.55%	9.95%
出資に対する配当金（出資１口当たり）	1.0円	1.0円	1.0円	1.0円	1.5円
役　員　数	10名	9名	9名	9名	9名
うち常勤役員数	7名	6名	6名	6名	7名
職　員　数	177名	174名	170名	179名	173名

（注）「単体自己資本比率」は、「信用金庫法第 89 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。
※純資産額は総代会承認後の出資配当による外部流出を控除した後の金額を記載しています。
※総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

業務粗利益

（単位：千円）

科　目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	2,566,021	2,589,210
資金運用収益	2,607,830	2,726,056
資金調達費用	41,808	136,845
役務取引等収支	139,507	180,848
役務取引等収益	211,951	259,098
役務取引等費用	72,444	78,250
その他の業務収支	△52,368	△150,265
その他業務収益	20,157	8,471
その他業務費用	72,525	158,736
業務粗利益	2,653,160	2,619,794
業務粗利益率	1.50%	1.44%

（注）1．業務粗利益率 $= \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

（単位：千円）

科　目	令和5年度	令和6年度
業務純益	407,027	247,214
実質業務純益	410,326	247,214
コア業務純益	479,010	402,962
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	479,010	402,962

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

（単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %）

科　目	平均残高		利　息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	175,269	181,702	2,607,830	2,726,056	1.48	1.50
うち貸出金	114,505	110,421	2,349,777	2,351,739	2.04	2.12
うち預け金	37,922	48,031	34,729	130,007	0.09	0.27
うち有価証券	21,878	22,106	158,329	180,801	0.72	0.81
資金調達勘定	173,092	180,714	41,808	136,845	0.02	0.07
うち預金積金	171,273	178,986	30,276	125,890	0.01	0.07
うち借用金	1,725	1,630	10,882	10,283	0.62	0.63

（注）1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度690百万円、令和6年度727百万円）を控除して表示しております。
2.商品有価証券及び譲渡性預金はございません。

利鞘

（単位：%）

科　目	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.48	1.50
資金調達原価率	1.31	1.38
総資金利鞘	0.16	0.11

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

科　目	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	4,053	63,405	67,458	△51,649	169,876	118,226
うち貸出金	△1,412	102,440	101,027	△83,799	85,762	1,962
うち預け金	1,290	10,707	11,998	9,258	86,020	95,278
うち有価証券	3,995	△47,510	△43,514	1,652	20,819	22,472
支払利息	△102	7,294	7,192	786	94,251	95,037
うち預金積金	472	7,233	7,705	1,363	94,250	95,613
うち借用金	△598	57	△541	△599	0	△598

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。
2.商品有価証券及び譲渡性預金はございません。

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

（単位：%）

科　目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.22	0.12
総資産当期純利益率	0.17	0.09

（注）1. 総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

役務取引等収支の内訳

（単位：千円）

科　目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	211,951	259,098
受入為替手数料	69,536	70,965
その他の受入手数料	142,415	188,133
役務取引等費用	72,444	78,250
支払為替手数料	16,839	16,975
その他の支払手数料	1,008	721
その他の役務取引等費用	54,597	60,552
役務取引等収支	139,507	180,848

その他の業務収支の内訳

（単位：千円）

区　分	令和5年度	令和6年度
その他業務収益	20,157	8,471
うち国債等債券売却益	－	－
うち国債等債券償還益	117	210
その他業務費用	72,525	158,736
うち国債等債券売却損	68,717	155,756
うち国債等債券償還損	83	200
うち国債等債券償却	－	－
その他の業務収支	△52,368	△150,265

経費の内訳

（単位：千円）

区　分	令和5年度	令和6年度
人件費	1,369,810	1,384,210
報酬給与手当	1,063,812	1,065,733
退職給付費用	45,317	31,185
その他	260,680	287,290
物件費	744,176	810,045
事務費	319,390	302,130
固定資産費	141,765	122,880
事業費	55,778	54,995
人事厚生費	48,079	23,983
固定資産償却	155,496	281,817
その他	23,666	24,239
税　金	148,727	213,840
合　計	2,262,714	2,408,095

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
流動性預金	77,771	86,058
うち有利息預金	70,961	78,864
定期性預金	93,169	92,580
うち固定金利定期預金	80,801	80,295
うち変動金利定期預金	1	632
その他	331	347
合　計	171,273	178,986

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 譲渡性預金はございません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
定期預金	81,833	78,164
固定金利定期預金	81,831	75,877
変動金利定期預金	1	2,286

預金者別残高･構成比

（単位：残高 百万円、構成比 %）

区　分		令和5年度		令和6年度	
		残　高	構成比	残　高	構成比
個　人		122,838	70.6	121,791	64.1
法　人		51,149	29.3	68,203	35.8
内　訳	一般法人	46,489	26.7	66,140	34.8
	金融機関	1,337	0.7	1,296	0.6
	公　金	3,323	1.9	766	0.4
合　計		173,988	100.0	189,994	100.0

科目別預金残高･構成比

（単位：残高 百万円、構成比 %）

科　目	令和5年度		令和6年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比
当座預金	2,000	1.1	1,878	0.9
普通預金※	77,072	44.2	97,787	51.4
貯蓄預金	77	0.0	74	0.0
通知預金	51	0.0	123	0.0
納税準備預金	56	0.0	35	0.0
別段預金	339	0.1	535	0.2
定期預金	81,833	47.0	78,164	41.1
定期積金	12,557	7.2	11,394	5.9
合　計	173,988	100.0	189,994	100.0

※うち決済用預金（普通預金無利息型）の残高は、令和5年度：4,903百万円、令和6年度：5,973百万円です。

財形貯蓄残高

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	0	－

会員･会員外預金積金

（単位：百万円）

区　分	令和5年度	令和6年度
会　員	71,060	70,623
会員外	102,928	119,370
合　計	173,988	189,994

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
手形貸付	1,008	1,444
証書貸付	112,424	107,833
当座貸越	1,056	1,121
割引手形	15	21
合　計	114,505	110,421

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
貸出金	113,166	109,183
変動金利	71,830	71,308
固定金利	41,335	37,874

担保の種類別の貸出金残高

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	1,132	1,192
不動産	80,352	78,082
信用保証協会・信用保険	11,834	10,503
保　証	1,952	2,442
信　用	17,893	16,963
合　計	113,166	109,183

担保の種類別の債務保証見返額

（単位：百万円）

科　目	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	－	－
不動産	760	709
信用保証協会・信用保険	－	－
保　証	－	－
信　用	2	－
合　計	762	709

使途別の貸出金残高

（単位：残高 百万円、構成比 %）

区　分	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	74,172	65.5	72,333	66.2
運転資金	38,994	34.4	36,849	33.7
合　計	113,166	100.0	109,183	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

（単位：残高 百万円、構成比 %）

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	65	1,272	1.1	64	952	0.8
農業、林業	1	1	0.0	1	1	0.0
建設業	248	7,883	6.9	237	7,887	7.2
情報通信業	50	462	0.4	46	429	0.3
運輸業、郵便業	20	1,011	0.8	18	1,134	1.0
卸売業、小売業	173	4,442	3.9	175	4,741	4.3
金融業、保険業	5	595	0.5	6	1,198	1.0
不動産業	838	71,949	63.5	808	69,096	63.2
物品賃貸業	2	20	0.0	2	19	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	98	1,826	1.6	97	1,488	1.3
宿泊業	36	4,134	3.6	32	3,545	3.2
飲食業	194	2,472	2.1	192	2,228	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	100	1,198	1.0	102	1,002	0.9
教育、学習支援業	17	478	0.4	16	461	0.4
医療、福祉	57	1,430	1.2	56	1,457	1.3
その他のサービス	111	2,174	1.9	96	1,797	1.6
小　計	2,015	101,355	89.5	1,948	97,444	89.2
個人	1,237	11,811	10.4	1,218	11,738	10.7
合　計	3,252	113,166	100.0	3,166	109,183	100.0

（注）1.個人の貸出金残高には各業種の消費資金残高を含んでいます。
　　2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

科　目	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	65.04	57.46
期中平均預貸率	66.85	61.69

（注）1. 預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}}$×100

会員・会員外貸出金

（単位：百万円）

区　分	令和5年度	令和6年度
会　　員	111,282	106,690
会 員 外	1,883	2,492
合　　計	113,166	109,183

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

当金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの額の合計額
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2)危険債権
(3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)
(4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
(5)正常債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区　分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a−c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	551	551	551	−	100.00	−
	令和6年度	507	507	479	27	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	1,004	951	879	71	94.73	57.50
	令和6年度	654	623	586	36	95.22	53.95
要管理債権	令和5年度	793	521	477	44	65.73	13.97
	令和6年度	582	357	319	37	61.39	14.41
三月以上延滞債権	令和5年度	−	−	−	−	−	−
	令和6年度	7	7	7	−	100.00	−
貸出条件緩和債権	令和5年度	793	521	477	44	65.73	13.97
	令和6年度	574	349	311	37	60.86	14.41
小計（A）	令和5年度	2,349	2,024	1,908	115	86.17	26.27
	令和6年度	1,744	1,488	1,386	102	85.32	28.55
正常債権（B）	令和5年度	111,670					
	令和6年度	108,209					
総与信残高(A)＋(B)	令和5年度	114,019					
	令和6年度	109,954					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券に関する指標

商品有価証券

商品有価証券はございません。

有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

区　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの無いもの	合　計
国　債	令和５年度	200	100	197	196	194	179	－	1,069
	令和６年度	99	－	578	187	376	165	－	1,408
地方債	令和５年度	500	－	300	487	665	3,698	－	5,651
	令和６年度	－	196	194	469	1,383	3,132	－	5,376
社　債	令和５年度	883	3,079	2,365	1,378	2,630	2,227	－	12,564
	令和６年度	1,356	3,824	1,961	1,130	2,227	1,572	－	12,072
株　式	令和５年度	－	－	－	－	－	－	697	697
	令和６年度	－	－	－	－	－	－	686	686
外国証券	令和５年度	199	398	98	200	－	543	－	1,439
	令和６年度	99	395	200	－	100	200	－	995
その他の証券	令和５年度	－	－	－	－	－	－	383	383
	令和６年度	－	－	－	－	－	－	350	350
合　計	令和５年度	1,783	3,578	2,961	2,261	3,490	6,648	1,080	21,805
	令和６年度	1,556	4,416	2,935	1,787	4,087	5,070	1,037	20,889

有価証券平均残高

（単位：百万円）

区　分	令和5年度	令和6年度
国債	877	1,156
地方債	5,721	6,064
社債	12,961	12,952
株式	292	400
外国証券	1,681	1,191
その他の証券	342	342
合　計	21,878	22,106

預証率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

科　目	令和5年度	令和6年度
期末預証率	12.53	10.99
期中平均預証率	12.77	12.35

（注）1．預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}}$×100

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

1.売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

2.満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種　類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	243	288	45	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	500	480	△19	500	467	△32
合　計		743	768	25	500	467	△32

（注）時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3.子会社･子法人等株式及び関連法人等株式

子会社･子法人等株式及び関連法人等株式はございません。

4.その他有価証券

（単位：百万円）

種　類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株　式	677	350	326	624	360	264
	債　券	3,508	3,494	13	412	411	0
	国　債	595	594	1	－	－	－
	地方債	1,278	1,275	3	97	97	0
	社　債	1,633	1,624	8	314	313	0
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他	383	342	41	220	205	15
	小　計	4,568	4,187	381	1,258	977	280
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株　式	10	10	△0	51	56	△5
	債　券	15,777	16,519	△742	18,445	19,818	△1,373
	国　債	473	491	△17	1,408	1,469	△61
	地方債	4,372	4,733	△360	5,278	5,948	△669
	社　債	10,930	11,295	△364	11,758	12,400	△641
	外国証券	696	700	△3	495	500	△4
	その他	－	－	－	129	136	△7
	小　計	16,483	17,230	△746	19,122	20,512	△1,389
合　計		21,052	21,417	△365	20,380	21,489	△1,109

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、優先出資及び投資信託です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5.市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

区　分	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	9	9
組合出資金	－	－
合　計	9	9

金銭の信託

取扱はございません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引等の取扱はございません。

外国為替取扱高

取扱はございません。

関連会社

該当する関連会社はございません。

自己資本の充実に関する事項

自己資本の概要

当金庫の自己資本は、特別積立金、繰越金等利益の積み上げによるものを主としています。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

【自己資本の構成及び単体自己資本比率】

（単位：百万円）

項　目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,638	10,775
うち、出資金及び資本剰余金の額	960	948
うち、利益剰余金の額	9,698	9,855
うち、外部流出予定額（△）	19	28
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	319	179
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	319	179
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	10,958	10,955
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	86	90
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	86	90
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	86	90
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	10,871	10,864
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	122,100	104,802
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,939	4,316
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	127,040	109,119
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.55%	9.95%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	東京三協信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	948 百万円

自己資本の充実度に関する事項
自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

【信用リスク･アセット及び所要自己資本の額】

（単位：百万円）

区　分	令和5年度		令和6年度	
	リスク･アセット等	所要自己資本額	リスク･アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセットの合計額	122,100	4,884	104,802	4,192
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	121,901	4,876	104,802	4,192
ソブリン向け	584	23	658	26
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,019	320	12,094	483
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			470	18
カバードボンド向け			－	－
法人等向け	18,723	748	19,269	770
中小企業等向け及び個人向け	6,029	241		
中堅中小企業等向け及び個人向け			8,598	343
トランザクター向け			118	4
抵当権付住宅ローン	855	34		
不動産取得等事業向け	65,980	2,639		
不動産関連向け			48,650	1,946
自己居住用不動産等向け			2,588	103
賃貸用不動産向け			21,916	876
事業用不動産関連向け			24,146	965
その他不動産関連向け			－	－
ADC 向け			－	－
劣後債権及びその他資本性証券等			100	4
三月以上延滞等	532	21		
延滞等向け			1,937	77
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			117	4
取立未済手形	25	1	18	0
信用保証協会等による保証付	399	15	378	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	372	14		
出資等のエクスポージャー	372	14		
重要な出資のエクスポージャー	－	－		
株式等			632	25
上記以外	20,379	815	12,345	493
重要な出資のエクスポージャー			－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,097	43	1,098	43
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポジャー	986	39	1,326	53
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			－	－
上記以外のエクスポージャー	18,295	731	9,921	396

（単位：百万円）

区　分			令和5年度		令和6年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	②証券化エクスポージャー		－	－	－	－
		証券化 STC 要件適用分	－	－	－	－
		証券化 非 STC 要件適用分	－	－	－	－
		証券化 短期 STC 要件適用分			－	－
		証券化 不良債権証券化適用分			－	－
		証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分			－	－
		再証券化	－	－	－	－
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		199	7	－	－
		ルック・スルー方式	199	7	－	－
		マンデート方式	－	－	－	－
		蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
		蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
		フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
	④未決済取引				－	－
	⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		－	－	－	－
	⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額（簡便法）		－	－	－	－
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－	－
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			4,939	197	4,316	172
	BI				2,877	
	BIC				345	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）			127,040	5,081	109,119	4,364

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行等です。
4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6.当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
8.当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
9.単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクを計測するため、当金庫が貸出金の将来の貸倒を見込んで損失として処理している部分(引当・償却)を除いた、想定外の損失額や担保下落リスクを算出し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、毎月開催しているリスク管理委員会で協議・報告を行い、理事会への報告を行なっています。また、必要に応じて常勤理事会または理事会で協議する態勢を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター(R&I)　・株式会社日本格付研究所(JCR)　・ムーディーズ・レーティングス(Moody's)

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高】

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引		その他			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	4,315	4,397	1,280	961	2,802	3,193	−	−	232	242	65	142
農業、林業	1	2	1	2	−	−	−	−	−	−	−	−
漁業	−	98	−	−	−	98	−	−	−	−	−	−
鉱業、採石業、砂利採取業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
建設業	8,526	8,524	8,126	8,124	400	400	−	−	−	−	186	385
電気、ガス、熱供給、水道業	901	801	−	0	901	801	−	−	−	−	−	−
情報通信業	906	877	462	432	300	300	−	−	143	144	1	27
運輸業、郵便業	2,668	2,792	1,014	1,137	1,619	1,610	−	−	34	43	−	206
卸売業、小売業	4,866	4,982	4,365	4,582	501	399	−	−	−	−	59	9
金融業、保険業	42,507	63,067	609	1,222	2,745	2,202	−	−	39,153	59,642	−	−
不動産業	74,969	72,152	74,169	71,247	800	700	−	−	−	205	86	367
物品賃貸業	27	24	27	24	−	−	−	−	−	−	−	−
学術研究、専門・技術サービス業	1,927	1,568	1,927	1,568	−	−	−	−	−	−	−	12
宿泊業	4,138	3,550	4,138	3,550	−	−	−	−	−	−	−	−
飲食業	2,601	2,473	2,601	2,372	−	100	−	−	−	−	11	83
生活関連サービス業、娯楽業	1,303	1,096	1,303	1,096	−	−	−	−	−	−	−	1
教育、学習支援業	651	532	551	532	100	−	−	−	−	−	−	211
医療、福祉	1,773	1,784	1,773	1,784	−	−	−	−	−	−	−	−
その他のサービス	2,346	1,968	2,344	1,966	−	−	−	−	1	1	15	14
国・地方公共団体等	14,737	13,702	−	0	11,307	11,446	−	−	3,429	2,255	−	−
個人	12,534	10,341	12,534	10,341	−	−	−	−	−	−	0	186
その他	13,587	14,663	297	286	−	−	−	−	13,290	14,376	−	−
業種別合計	195,294	209,402	117,528	111,236	21,479	21,253	−	−	56,285	76,913	425	1,647
1年以下	42,633	47,030	22,264	19,343	1,805	1,581	−	−	18,563	26,106		
1年超3年以下	38,323	46,456	22,735	19,753	3,588	4,477	−	−	12,000	22,225		
3年超5年以下	15,969	17,199	12,633	11,723	2,976	3,016	−	−	360	2,460		
5年超7年以下	12,690	12,126	10,263	9,349	2,292	1,876	−	−	135	900		
7年超10年以下	18,293	19,712	12,729	13,069	3,564	4,343	−	−	2,000	2,300		
10年超	42,095	41,467	34,842	35,209	7,252	5,957	−	−	−	300		
期間の定めのないもの	25,288	25,409	2,061	2,787	−	−	−	−	23,227	22,622		
残存期間別合計	195,294	209,402	117,528	111,236	21,479	21,253	−	−	56,285	76,913		

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。なお、信用保証協会による保証付エクスポージャーは含まれていません。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること　②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと　③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
5.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
7.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

（単位：百万円）

科　目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	316	319	－	316	319
	令和6年度	319	179	－	319	179
個別貸倒引当金	令和5年度	7	71	0	7	71
	令和6年度	71	64	67	4	64
合　計	令和5年度	324	391	0	324	391
	令和6年度	391	244	67	324	244

【貸出金償却の額】

（単位：千円）

令和5年度	41,106
令和6年度	90,332

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等】

（単位：百万円）

区　分	令和5年度					令和6年度				
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額[注1]	当期減少額	期末残高		期首残高	当期増加額[注1]	当期減少額	期末残高	
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
情報通信業	－	3	－	3	20	3	4	3	4	1
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	29	－	29	－
卸売業、小売業	－	－	－	－	6	－	2	－	2	9
不動産業	3	58	3	58	－	58	24	58	24	55
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4
飲食業	2	5	2	5	1	5	2	5	2	18
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	6	－	－	－	－	－
その他のサービス	－	－	－	－	4	－	0	－	0	0
個人	1	4	1	4	1	4	0	4	0	1
合計	7	71	7	71	41	71	64	71	64	90

（注）1.当期増加額は全額洗替え方式のため、期末残高と同一になっております。
2.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
3.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	26,244
10%	－	6,162
20%	42,578	1,945
35%	－	2,438
50%	6,182	1
75%	－	7,557
100%	1,402	100,157
150%	－	226
250%	－	398
1250%	－	－
その他	－	－
合　計	50,162	145,131

（注）1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、令和5年度のみ記載しております。

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	107,982	265	21.164	107,892
40% ～ 70%	23,010	10,762	10.640	23,181
75%	12,646	1,545	17.219	11,894
80%	－	－	－	－
85%	16,784	435	63.769	16,410
90% ～100%	5,451	510	48.086	5,342
105% ～130%	24,983	－	－	24,130
150%	4,312	4	9.999	4,136
250%	632	－	－	632
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	195,804	13,524	14.722	193,622

（注）1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

【標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳】

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,750	－	3,750	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,715	－	3,715	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	－	100	－	50	50%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,052	－	6,052	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	179	－	179	－	10	6%
我が国の政府関係機関向け	2,699	－	2,699	－	260	10%
地方三公社向け	2,188	－	2,188	－	337	15%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	59,722	－	59,722	－	12,094	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,701	－	1,701	－	470	28%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	27,390	447	26,574	271	19,269	72%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,251	12,961	11,283	690	8,598	72%
トランザクター向け	－	10,904	－	276	118	43%
不動産関連向け	66,980	109	65,609	109	48,650	74%
自己居住用不動産等向け	7,199	－	7,148	－	2,588	36%
賃貸用不動産向け	35,774	109	35,484	109	21,916	62%
事業用不動産関連向け	24,006	－	22,975	－	24,146	105%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	100	－	100	－	100	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,439	6	1,339	0	1,937	145%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	143	－	143	－	117	82%
取立未済手形	93	－	93	－	18	20%
信用保証協会等による保証付	8,363	－	8,363	－	378	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	632	－	632	－	632	100%
合計					92,457	

（注）1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

【標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳】

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	3,750	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,715	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	6,052	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	75	103	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	99	2,599	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	499	–	–	1,689	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	58,921	–	600	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	1,101	–	400	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	5	–	–	2,505	–	100	–	–	–	–	–	–	5,494	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	276	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	276	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	2,605	535	9,276	–	4,950	–	571	–	6,038	351	8	3,683	–
自己居住用不動産等向け	–	–	–	2,605	535	922	–	–	–	571	–	–	351	–	–	–
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	8,354	–	4,950	–	–	–	6,038	–	8	3,683	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	93	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	4,579	3,783	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	18,777	6,487	–	65,814	535	9,977	–	4,950	–	571	–	6,314	5,949	8	3,683	–

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3,750
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3,715
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6,052
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	179
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,699
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,188
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	59,722
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,701
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	901	–	16,494	–	–	1,346	–	–	–	–	–	–	–	–	26,846
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	9,281	–	–	–	–	2,417	–	–	–	–	–	–	–	–	11,974
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	276
不動産関連向け	6,115	2,105	–	–	2,492	20	–	10,127	14,003	–	–	2,833	–	–	–	65,718
自己居住用不動産等向け	2,089	72	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7,148
賃貸用不動産向け	–	2,032	–	–	–	20	–	10,127	–	–	–	379	–	–	–	35,594
事業用不動産関連向け	4,026	–	–	–	2,492	–	–	–	14,003	–	–	2,453	–	–	–	22,975
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100	–	–	–	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	129	–	–	–	–	1,206	–	–	–	1,340
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	143	–	–	–	–	–	–	–	–	143
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	93
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8,363
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	632	–	–	632
合計	6,316	12,287	–	16,494	2,492	20	4,036	10,127	14,003	–	–	4,140	632	–	–	193,622

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資規程」「融資事務取扱要領」「不動産担保評価要綱」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金や独立行政法人住宅金融支援機構等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー】

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,117	2,103	3,321	3,535	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫の派生商品取引における、市場リスク及び信用リスクへの影響は限定的であります。なお、お客様との取引については、派生商品取引を取り扱っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などを裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

当金庫において該当する取引はございません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額】

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	205	－
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の株価等の下落を想定し発生する予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてリスク管理委員会並びに常勤理事会に報告するとともに投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【貸借対照表計上額及び時価等】

（単位：百万円）

区　分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価（償却原価）	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	令和５年度	－	－	498	853	354	355	0
	令和６年度	－	－	553	806	252	264	12
非上場株式等	令和５年度	－	－	－	－	－	－	－
	令和６年度	－	－	205	220	15	15	－
合　計	令和５年度	－	－	498	853	354	355	0
	令和６年度	－	－	759	1,027	268	280	12

区　分		その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額
上場株式等	令和５年度	－
	令和６年度	－
非上場株式等	令和５年度	964
	令和６年度	964
合　計	令和５年度	964
	令和６年度	964

（注）1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.信金中金優先出資は、その他有価証券で時価のあるものに含めております。
3.信金中金普通出資等は、その他有価証券で時価のないもの等に含めております。
4.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれておりません。

【子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等】

該当ございません。

【出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

（単位：百万円）

区　分	売却益	売却損	株式等償却
令和５年度	98	－	－
令和６年度	－	－	－

金利リスクに関する事項

1.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象とし、重要性を踏まえて月次で金利リスクを計測しております。これらの金利リスクの測定については、ΔEVE（※1）、ΔNII（※2）、VaR（※3）といった金利リスク指標を用いております。

当金庫においては、金利リスクが経営に与える重大性を認識し、適宜、対応を講じる態勢としております。計測した金利リスクの状況を、毎月リスク管理委員会で報告・協議するとともに、必要に応じ経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

※1　IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※2　IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※3　資産を一定期間保有したときに起こりうる予想最大損失額を計測する手法をいいます。

2.金利リスクの算出手法の概要

（1）開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項

（a）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期及び最長の金利更改満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利更改満期は5年です。
（b）流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
（c）固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
（d）複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
（e）スプレッドに関する前提
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
（f）内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
当該事項はありません。
（g）前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEは、保有資産のデュレーション短期化等により減少しています。
ΔNIIに、大きな変動はございません。
（h）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト（ΔEVEの最大値／自己資本の額）の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております。

（2）ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスク計測に関する事項

（a）金利ショックに関する説明
当金庫では、ΔEVE、ΔNIIに加え、VaRを用い金利による時価変動リスク量を算定しています。
VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
（b）金利リスク計測の前提及びその意味
VaR計測の主な前提
・信頼区間：99.0%、観測期間5年、保有期間240営業日
・ヒストリカル・シミュレーション法を採用。
VaRにより計測した金利リスクについては、信用リスクやその他のリスクと共に、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本の額に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

【IRRBB（銀行勘定の金利リスク）の状況】

（単位：百万円）

項　番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,448	1,421	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	393	392
3	スティープ化	1,276	1,092		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,448	1,421	393	392
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	10,871		10,864	

（注）1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル･リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的事象により当金庫が被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル･リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議･検討するとともに、理事会への報告を行っております。また、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

報酬等に関する事項

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しています。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a.決定方法　b.支払い手段　c.支払時期

（2）令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	144

（注）1.対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。（期中に退任した者を含む。）
2.左記の内訳は、「基本報酬」110百万円「退職慰労金」34百万円となっています。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労金引当金の合計額です。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1.対象職員等には、期中に退職した者も含めています。
2.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3.令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

法定開示項目掲載ページ一覧

【信用金庫法施行規則第132条】
1.金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ.事業の組織 …… 本編5
ロ.理事、監事の氏名及び役職名 …… 本編5
ハ.事務所の名称及び所在地 …… 本編22
2.金庫の主要な事業の内容 …… 本編5
3.金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる事項
イ.直近の事業年度における事業の概況 …… 本編6～8
ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 …… 7
①経常収益②経常利益又は経常損失③当期純利益又は当期純損失④出資総額及び出資総口数⑤純資産額⑥総資産額⑦預金積金残高⑧貸出金残高⑨有価証券残高⑩単体自己資本比率⑪出資に対する配当金⑫役員数⑬職員数
ハ.直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
(1)主要な業務の状況を示す指標
・業務粗利益及び業務粗利益率 …… 7
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（除く投資信託解約損益） …… 8
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …… 8～9
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 …… 8
・受取利息及び支払利息の増減 …… 8
・総資産経常利益率 …… 8
・総資産当期純利益率 …… 8
(2)預金に関する指標
・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …… 10
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …… 10
(3)貸出金等に関する指標
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… 11
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 11
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分をいう）の貸出金残高及び債務保証見返額 …… 11
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の貸出金残高 …… 11
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 11
・預貸率の期末値、期中平均値 …… 12
(4)有価証券に関する指標
・商品有価証券の種類別の平均残高 …… 13
・有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう）の平均残高、残存期間別残高 …… 13
・預証率の期末値及び期中平均値 …… 13
4.金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項
イ.リスク管理の体制 …… 本編9
ロ.法令等遵守の体制 …… 本編9
ハ.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 本編13～17
ニ.金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置 …… 本編10
5.金庫の直近2事業年度における財産に関する次に掲げる事項
イ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 1～6
ロ.金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
（1）から（4）までに掲げるものの額の合計額 …… 12
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
（2）危険債権
（3）三月以上延滞債権（貸出金のみ）
（4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
（5）正常債権
ハ.自己資本の充実状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 15
【定性的な開示事項】
・自己資本の構成に関する事項 …… 15
・自己資本調達手段の概要 …… 16
・自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 16
・信用リスクに関する事項 …… 18～21
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 …… 22
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 …… 22
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 22
・出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 …… 23
・金利リスクに関する事項 …… 24
・オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 25
【定量的な事項】
・自己資本の構成に関する事項 …… 15
・自己資本の充実度に関する事項 …… 16～17
・信用リスクに関する事項 …… 18～21
・信用リスク削減手法に関する事項 …… 22
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 22
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 22
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 …… 23
・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 22
・金利リスクに関する事項（IRRBBの状況） …… 24
ニ.次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益
・有価証券 …… 13～14
・金銭の信託 …… 14
・信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引 …… 14
ホ.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 19
ヘ.貸出金償却の額 …… 19
ト.金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 6
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 25

■【本編】のご案内

「東京三協信用金庫の現況のご報告2025【本編】」は、当金庫窓口に備え付けしております。また、当金庫ホームページからもご覧いただけます。
https://www.shinkin.co.jp/sankyo/discro.htm
また、スマートフォンの方は、右記二次元コードよりご覧いただけます。